

[緑 の 募 金 事 業]

いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付要綱

浜松市緑化推進本部

第1条 趣旨

浜松市緑化推進本部本部長（以下「本部長」という。）は市民が自主的に行う森林整備等の市民活動の育成を図るため、その活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

第2条 補助の対象及び経費、補助額等

（1）補助対象

別表1に定める事業を対象とする。

（2）補助対象経費

別表2に定める経費を対象とする。

各経費の交付割合については、別表3に定めるとおりとする。

（3）補助額

1件30万円を限度とし、補助金の額は、千円未満を切り捨てとする。

ただし、別表1に定める事業のうち、「7 木のぬくもりを届ける事業」については、1件20万円を限度とし、補助金の額は、千円未満を切り捨てとする。

（4）補助対象の期間

単年度事業を基本とする。ただし、継続を必要とする事業の場合は、複数年の事業計画に基づき、年度ごと内容等の審査を行い、補助金額を決定する。

（5）他補助金との重複

（1）に定める事業に要する経費には、他団体から交付された補助金が使われていないものとする。

第3条 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の7月末日（土日にあたる場合は別に定める）までに、交付申請書（様式第1号）、設立趣旨及び事業計画書（継続を必要とする事業の場合は複数年の事業計画を含む。）（様式第2号）を本部長に提出しなければならない。

2 申請時において、書類の記載内容に疑義があり事業内容が明確ではないと判断した場合、本部長は申請者に対して別途必要な資料の提出を求めることが出来る。

第4条 選定方法

本部長は、緑の募金事業を公明、公平に進めるため、浜松市緑化推進本部会員による運営委員会を開催し、交付の申請・事業の内容等について審査し、また事業内容等の評価を行うものとする。

第5条 交付の決定及び通知

本部長は、前条の規定により開催する運営委員会にて内容等を審査のうえ補助金交付の決定をするとともに、速やかに結果について交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

第6条 事業の変更等

やむを得ない事由により補助事業を変更又は廃止しようとする場合は、変更（廃止）承認申請書（様式第4号）により本部長の承認を受けなければならない。

第7条 補助金請求の手続き

第5条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受理した日から20日以内に補助金請求書（様式第5号）を本部長に提出しなければならない。

第8条 支払い

補助金は、（公財）静岡県グリーンバンクの募金事業交付金入金後、前払いにより交付決定者に決定額を交付する。

第9条 実績の報告

補助事業終了の報告は、事業完了の日から30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）及び事業結果取りまとめ表（様式第7号）に、収支決算書（領収書原本添付）、活動等の写真を添え、本部長に提出しなければならない。

2 事業にバス借上料が含まれる場合は、第1項に定める実績報告書とは別に、バス借上料報告書（様式第8号）に活動等の写真を添え、本部長に提出しなければならない。

第10条 補助金の返還等

本部長は、第9条の規定により提出された実績報告書等を審査し、その内容が要綱に規定した補助金交付の基準を満たさないと判断したときは、申請者に対し、補助金の一部又は全額の返還を求めることが出来る。

2 提出された実績報告書の対象事業の収支に残額がある場合は、その使途について明記することとする。その場合、対象事業の収支欄において残額が本部からの補助金以外の収入金を上回っている場合、上回った金額について返還するものとする。

第11条 成果等の発表

本部長は必要に応じて補助事業の内容について公表及び発表させができるものとする。

第12条 その他

本部長は、必要に応じて調査・研究の成果、事業の進捗等について説明を求め、助言することができる。

附則

この要綱は、平成15年9月2日に施行する。

この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

[別表1 要綱第2条(1)]

いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付要綱の対象事業

1 青少年の森に関する実践活動及び啓発・教育活動	
(1) 緑の少年団活動費助成及び交流集会の開催 (2) 森林体験合宿 (4) 森のめぐみ体験教室（木工、炭焼き） (6) 森のいきもの観察ハイク (8) 野鳥、昆虫を呼べる森づくり教室 (9) 学校教育の総合的学習あるいは課外（自主）授業等で活用されるモデル教材(図書)または用具の購入 (10) 中・高・専門学校による森の調査・研究 (11) 出前授業（講師派遣） (12) その他	
2 森を育む啓発・教育活動	
(1) 緑に関する教育・指導を担う活動団体の育成 (2) 森の探訪ツアー (4) 水源林整備に係る街と山の交流会 (6) 樹木医の往診、派遣 (8) その他	
3 市民参加の森づくり	
(1) 元気な森づくり（放置竹林の整備、間伐、単相針葉樹林の改良） (2) 竹炭、薪炭、木材チップ活用による元気な土壤づくり (3) 地域住民の地域森づくり (5) 身近にある貴重な動植物や森を保全するための維持管理活動 (6) 浜松市緑の基本計画の政策に準じて行う緑を守り育てる運動 (7) その他	
4 豊かな浜名湖・清らかな天竜川や佐鳴湖を育む森づくり	
(1) 山と海の交流事業 (3) 水源の維持、確保に向けての調査、研究 (5) その他	(2) 水源林育成植栽 (4) 苗木の交付
5 森を育てる実践技術研修及び用具（機具）の購入	
(1) 間伐作業講座 (3) 木材、竹材の手づくりクラフト講座 (4) 草刈払い機、木材チッパー等の購入	(2) 炭焼き技術講座 (5) その他
6 公益団体等が行う森林育成に係るソフト事業への助成	
7 木のぬくもりを届ける事業（主として地元間伐材を利用するもの）	
(1) 小中学校の保健室、教育相談室等に木製のテーブル・椅子・木箱等の設置 (2) 屋外用のベンチ・フラワーポット等の設置 (3) その他	

[別表2 要綱第2条(2)]

補助対象経費

内容	対象経費の内容	対象外経費の内容
資材費	事業遂行に必要な資機材等(今後継続していく活動や作業に必要な物)の購入費《鎌、鋸、替刃、燃料、テーブル、椅子、ベンチ、フラワーポット等》	多額の事務用品や事務機器(パソコン・デジカメ・ステレオなど含む) ※ただし、資材費の割合が補助金の50%を超えない範囲であり、不足分を会費等により補う場合については対象とする
活動費	現地へ移動するためのバス借上料	会員間での交通費や謝礼、日当の支払い
	資機材借用代、会場使用料	
	会員の活動技術向上や技術研さんを目的とした各種研修会や学習会の講師料	懇親会のための費用や多額な飲食代
	外部の専門業者への委託料	
	活動保険料、通信費、印刷費等	

次のいずれかに該当すると認められるときは、補助の対象になりません。

- (1) 政治的・宗教的内容が含まれているもの。
- (2) 私的な利益を目的とするもの。
- (3) その他、補助を受ける市民活動にふさわしくないもの

[別表3 要綱第2条(2)]

交付割合

項目	条件	交付割合
資材費	会費等を徴収する団体	100%
	会費等を徴収しない団体で、かつ過年度において交付実績が3回未満の場合	
	会費等を徴収しない団体で、かつ過年度において交付実績が3回以上ある場合	50%
活動費 (※注1)	参加費や会費等を徴収する場合	100%(※注2)
	参加費や会費等を徴収しない場合	50%以内 (ただし講師料は、100%)
	小・中学校	100%
参加費や会費等を徴収する場合 のバス借上料	バスを利用した研修や活動を行うもの	50%以内
	高校生以下の子どもを対象とした緑化啓発を主とする事業の場合	100%以内
	その他	50%以内
外部への委託料	外部への委託料	50%以内
	会員が作業等を同時に行う場合	事業ごとに検討する

※注1 外部への委託料は別に定めるところによる。

※注2 ただし、バス借上料は別に定めるところによる。

[様式第1号]

令和 年 月 日

浜松市緑化推進本部

本部長 中野祐介様

所在地 〒

申請者 団体名

代表者名 印

電話番号

いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付申請書

令和 年度、いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付事業を実施したいので補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金の申請額 金 円

2. 補助を受けようとする事業の概要 別表1の対象事業該当番号

3. 設立趣旨及び事業計画書 別紙のとおり

令和 年 月 日

設立趣旨及び事業計画書

1. 団体名

2. 所在地

〒

住所

3. 代表者名

(主なる勤務先・役職名)

〒

住所

T E L

F A X

4. 連絡者・方法

名前

〒

住所

T E L

F A X

E メール等

5. 構成員

男 名

女 名

計 名

可能であれば別紙名簿添付

6. 関連(所属)する、あるいは指導を受ける諸官庁名等

7. 団体の設立目的及び概略の活動経緯

8. 補助を受けようとする事業の内容
(複数年の継続を必要とする場合はその理由)

9. 収支計画

1) 収入

内 容	金額(円)	備考(継続を必要とする場合の年次計画)
1 補助金		
2 会費等		
3 その他収入		
合 計		

(注) 会費等や補助を受けようとする事業で参加費を徴収する場合は、必ず記入すること。

会費等・その他収入の内容は、備考欄に記入すること。

2) 支出

内 容	金額(円)	備考(上記同様)
1 資材費		
小 計		
2 活動費		
小 計		
合 計		

(注) 資材費・活動費の内訳については、道具・器具代、機械代、賃借料、講師料、外部委託料、活動保険料、通信費、印刷費、消耗品等項目ごと具体的に記入すること。

また、機械の購入、外部委託、木のぬくもりを届ける事業については、必ず見積書を添付すること。それ以外のものについても、必要に応じて見積書を添付すること。

[様式第3号]

浜緑推本第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者名 様

浜松市緑化推進本部
本部長 中野祐介

いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付決定通知書

先に申し込みのあった補助交付申請について、選定委員会による審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。つきましては当交付要綱の趣旨をご理解の上、期限を守る中で活動して頂くようお願ひいたします。

記

補助交付金額 金 円

*実績報告書提出は、交付要綱第9条のとおり、提出期限は翌年4月末までとなります。

令和 年 月 日

浜松市緑化推進本部

本部長 中野祐介様

所在地 〒

申請者 団体名

代表者名 印

電話番号

いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付内容変更（廃止）承認申請書

さきに交付の決定を受けた事業の内容を変更（廃止）したいので、いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1. 変更（廃止）の理由

2. 変更の内容

補助金請求書

金 円也

ただし、令和 年 月 日付、浜緑推本第 号により補助金交付の決定を受けた事業
補助金として上記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

浜松市緑化推進本部

本部長 中野祐介 様

請求者 所在地 〒

住所

団体名

代表者名 ㊞

電話番号

FAX番号

振込先 金融機関名

支店名

口座種別 普通預金・当座預金 (○で囲む)

口座番号

口座名 (ふりがな)

[様式第6号]

令和 年 月 日

浜松市緑化推進本部

本部長 中野祐介様

所在地 〒

請求者 団体名

代表者名

印

電話番号

いきいきの森を育もう浜松市民活動補助交付実績報告書

令和 年 月 日付、浜緑推本第 号により補助金交付の決定を受けた事業が完了したので関係書類を添えて報告いたします。

1. 完了年月日 令和 年 月 日

2. 交付決定を受けた金額 金 円

3. 報告書類

- ①実績報告書（様式第6号）
 - ②収支決算書（領収書原本添付）
 - ③活動状況(完成品)等の写真
 - ④事業を行った成果・内容の概要（別紙にて提出）
 - ⑤事業結果取りまとめ表（様式第7号）
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事業確認報告書

上記の事業について報告に基づき審査をいたしました。

令和 年 月 日

事務局長	補佐	G長	係	立案者

事業結果取りまとめ表

事業名	
実施箇所名	
団体名	

区分	数量	備考
(1) 苗の植付本数	本	内訳が分からない場合は合計欄のみ記入してください
内訳 苗木 草花の苗		
(2) 苗の配布本数	本	内訳が分からない場合は合計欄のみ記入してください
内訳 苗木 草花の苗		
(3) 森林の整備・保全面積	ha	
内訳 植付 下刈 除伐・間伐 その他		
(4) 参加人数(延べ人数)	人	
内訳 植樹・森林整備活動・体験林業 森林教室等の参加人数 表彰行事、発表会、普及啓発 イベント等の入場者数		

(記) 数量の欄で該当がない場合は横棒線を記入してください。

バス借上料報告書

事業名			
団体名			
行き先			
実施日	令和　年　月　日	参加数	名

【事業概要】

【成 果】

※実施単位で作成してください。

※実施内容に関わらず、様式ごとに写真を添付してください。